
滋賀応援寄附（ふるさと納税）支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 滋賀応援寄附（ふるさと納税）支援業務委託
- (2) 業務目的：内容 仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日（金）まで
（本委託業務内容に基づく寄附受付開始は令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）とする）

2 委託料

委託料は寄附額に一定割合を乗じて得られた額に消費税および地方消費税の額を加えた額とする。

● 予定価格

47,119,149 円（消費税および地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約予定金額を示すものではない。

委託料は、想定する寄附額を R7 年度：143,792,000 円、R8 年度：158,171,000 円、R9 年度：173,988,000 円として見積もること。

その他、返礼品提供事業者等に支払う経費は、この予定価格には含まれていない。別途県が返礼品の調達費用および送料を負担する。

なお、県が受託者に支払う返礼品調達費用等と受託者が返礼品提供事業者等に支払う金額は同額とすること。（受託者で手数料として経費を除算しないこと。）

3 参加者

● 公募によることとします。

4 参加資格

● 参加資格は、次の各項目を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でない者
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者

◆ 営業種目 大分類：役務 中分類：その他の役務の提供

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請をしてください。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがあります。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

5 説明会

● 説明会は開催しません。

6 質問の受付および回答

●本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受け付けます。

- (1) 質問受付 **令和7年(2025年)1月27日(月)17:00まで受け付けます。**
- (2) 質問方法 別添(様式4)の「質問書」により、末尾に示す担当部署あてE-MailまたはFAXで提出してください。併せて、送信後に電話で到達の確認をしてください。
なお、口頭による質問は受け付けることはできません。
- (3) 回 答 質問期限までにいただいた質問を全てまとめて、1月30日(木)17時を目途に質問書の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページに下記の場所に質問および回答の内容を掲載します。
ホームページURL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kengai/kifu/>

7 企画提案書等の提出

●企画提案書等については、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 **令和7年(2025年)2月7日(金) 17:00 必着**
- (2) 提出書類
- ①企画提案書等提出書(様式1)
 - ②企画提案書(別紙)
 - ※企画提案書には提案者名を記載しないこと。
 - ※提示している企画提案書は記載いただきたい内容を記した参考様式です。
 - ③事業費見積書(様式2)
 - ※内訳書は任意様式(A4判)にて作成してください。
 - ※消費税および地方消費税を含むこと。(税額を明示すること)
 - ④類似事業の実績一覧(様式3)
 - ⑤会社概要および最近の事業活動を説明したパンフレット等の資料
 - ⑥社会政策推進面に係る関係書類(該当するものがあれば提出すること)
 - ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合、登録証の写し
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、認定通知書の写し
 - ・高年齢者雇用確保措置を講じている場合、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合、障害者を雇用している旨の申立書等障害者の雇用に関する書類の写し
 - ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣

の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

- ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合、その認証通知(滋賀県発行)の写し
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・環境マネジメントシステムのうち下記いずれかの認証、登録を受けている場合それを証するものの写し
 - ア 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - イ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ウ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(3) 提出部数 5 部(正本 1 部 副本 4 部)

ただし、⑥社会政策推進面に係る関係書類については、各 1 部

(4) 提出場所 末尾に示す担当部署

(5) 提出方法 郵送または持参

(6) 注意事項 郵送の場合は簡易書留で行い、提出期限までに提出先に到達すること。また、書類を郵送した旨を電話で連絡してください。

持参する場合の受付時間は、土・日曜日および祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分までとします。

※極力郵送での提出をお願いします。

8 審査および契約予定者の決定方法

- 行政経営推進課が設置する審査会において、次に掲げる評価項目および評価点に基づき、提案のあった企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かった者を当該事業の契約予定者とします。なお、最高得点が複数あった場合は、最も価格が低い 1 者とします。ただし、総合点において満点の 6 割未満の場合は、契約予定者とはいたしません。

(1) プレゼンテーションの実施

次のとおり審査会においてプレゼンテーションを実施します。なお、上記 4 の参加資格を満たさない者、または上記 7 に適合しない方法で企画提案書等を提出した者については、プレゼンテーション実施前に失格とすることがあります。

① 実施予定日 令和 7 年(2025 年) 2 月 14 日(金)を予定しています。

※詳細な時間・会場等は企画提案書提出者に別途通知します。

② 実施時間 提案者ごとに 30 分(説明 15 分+質疑応答 15 分)

③ その他 プレゼンテーションは提出した企画提案書等を用いて行うものとし、配布資料の追加は認めないものとします。

(2) 評価項目および評価点

	評価項目	評価の視点	評価点
①	業務実施体制・能力	・寄附者管理、返礼品の発注、在庫・配送管理、寄附者への問い合わせ対応など業務内容を適切に実施できる体制・能力を有しているか。	20 点
②	システムでの対応・情報セキュリティ体制	・寄附者情報等を一元管理できるシステムを提供できるか。 ・各ふるさと納税ポータルサイトとのデータ連携は可能か。 ・情報セキュリティの管理体制・対応能力は十分か。	8 点
③	事業者、県との連携・関係構築体制	・事業者訪問、事業者説明会など返礼品開拓のため、返礼品提供事業者や県と十分な連携・関係構築ができる体制を有しているか。	8 点
④	企画力 (魅力的な返礼品の提案)	・滋賀県ならではの魅力ある返礼品や寄附の増加につながる返礼品を提案することができるノウハウやアイデアがあるか。	20 点
⑤	企画力 (戦略的な広報・情報発信)	・新規寄附者およびリピーター獲得のための戦略的な広報、情報発信についての具体的な提案があるか。	20 点
⑥	類似事業の実績	・類似事業に係る業務実績	8 点
⑦	見積価格	・適切な見積価格となっているか。 予定価格に対する提案価格(消費税額および地方消費税を含む)の割合により、以下のとおりとする。 80%未満 10 点 80%以上 85%未満 8 点 85%以上 90%未満 6 点 90%以上 95%未満 4 点 95%以上 100% 1 点 100%より大きい 失格	10 点
⑧	社会政策推進面	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
		・高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1 点
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。	1 点

		④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1 点
⑨	県内事業者	・県内に本店を有する事業者か	1 点
		合 計	100 点

9 結果通知

- 審査結果については、すべての参加者に文書により通知します。

10 契約の締結

- 審査会で選定した契約予定者と、企画提案書等に基づき詳細な内容について協議を行い、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）に基づき予定価格の範囲内で契約を締結します。この際、審査会の意見等に基づき、仕様を一部変更する場合があります。協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととします。

11 その他

- 上記の他、次の事項に御留意ください。
 - ・プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とします。
 - ・提出された企画提案書等は、返却しません。
 - ・企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めません。
 - ・1 者につき 1 提案とします。

■ 担当部署（提出先）

滋賀県総務部行政経営推進課 担当：北村（きたむら）、太田（おおた）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 － 1

TEL : 077-528-3298

FAX : 077-528-4827

E-Mail : shigaouen@pref.shiga.lg.jp